明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**四）　一

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件

（**財務・農林水産・経済産業**一）　二

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する件（**財務・経済産業**二）

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**一三五）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　五

特殊法人等
独立行政法人日本芸術文化振興会平成三十年度財務諸表、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係　二九

地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　三六

会社その他
会社決算公告　三七